火薬類販売営業許可申請事項変更報告書について

１　火薬類の販売事業の内容に変更があったときは都道府県知事へ報告が必要です。

　　　許可を受けている火薬類の販売事業者のうち、事業者の名称や販売所の所在地、代表者の住所氏名又は事業計画書の記載事項や定款に変更があったときは、速やかに変更内容を都道府県知事へ報告しなければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬類販売営業許可申請事項変更報告書（鳥取県様式第５号） | １ | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |

３　手数料

　　無料

４　報告の方法

報告に必要な書類を、次の報告先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第５号（第５条関係）

火薬類販売営業許可申請事項変更報告書

年　　月　　日

　鳥取県知事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 事務所所在地（電話番号） |  |
| 職業 |  |
| （代表者）住所、氏名及び年齢 |  |
| 営業許可年月日及び番号 | 年　　　月　　　日　　第　　　号 |
| 営業所の所在地 |  |
| 変更事項 |  |
| 変更理由 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更年月日 | 　　 年　　　月　　　日 |